

## 「第4回 健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）」応募要項

### 1 趣旨・目的

厚生労働省では、平成27年度より開始した「健やか親子21（第2次）」において、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、取組を推進しています。そこで「健康寿命をのばそう！アワード」に、今回より新たに「母子保健分野」を創設する予定です。母子の健康増進を目的とする優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰し、これを広く国民に周知することにより、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進することを目的とします。

### 2 主催 厚生労働省

3 実施期間 《応募受付》平成27年7月1日（水）～平成27年8月31日（月）  
《表彰式》平成27年11月 会場：東京都内（予定）

### 4 応募対象

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向け、母子の健康増進を目的とする優れた取組を行っている企業・団体・自治体

※ 平成26年9月1日から平成27年8月31日までに実施された活動を対象。  
（以前からの継続も可）

5 募集部門 ①企業部門 ②団体部門 ③自治体部門

部門	主な募集対象
<p>① 企業部門 ② 団体部門</p> <p>企業、団体等が中心となつて行う母子の健康増進を目的とした取組が対象。企業・団体のインナー対象、広く一般生活者対象の取組すべてを含む。</p> <p>企業や医療・教育機関、NPO 等様々な組織の連携による取組も対象。</p>	<p><b>基盤課題 A「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊娠、出産に係る正しい知識の普及啓発（妊娠中や育児中の喫煙・飲酒・食生活・体重管理、産後のメンタルヘルスなど）</li> <li>■ 妊娠期からのメンタルヘルスケア（父親のメンタルヘルスケアを含む）</li> <li>■ 関係機関（保健・医療・福祉など）との妊娠期からの連携強化</li> <li>■ 妊産婦、乳幼児への切れ目ない支援（妊娠届出時からの支援、妊婦健康診査受診勧奨、乳幼児健康診査の受診状況把握、乳幼児の歯の健康など）</li> <li>■ ハイリスク児への支援（退院後も何らかの医療的な処置を必要とする等の医学的ハイリスク児や、保護者に虐待リスクや経済的困窮がある場合などの社会的ハイリスク児も含む）</li> <li>■ 乳幼児健康診査事業の評価</li> <li>■ 災害時における妊産婦、乳幼児への支援策の検討</li> </ul> <p><b>基盤課題 B「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 思春期保健対策（人工妊娠中絶、性感染症、喫煙、飲酒、歯の健康など）</li> <li>■ 食育（朝食欠食や家族等との共食に関する取組など）</li> <li>■ 児童、生徒の肥満や不健康やせへの対応</li> <li>■ 自殺対策</li> <li>■ 地域保健福祉（市町村・保健所・精神保健福祉センター・児童相談所等）と学校保健、医療機関、関係団体等の連携強化</li> </ul>
<p>③ 自治体部門</p> <p>自治体を中心となつて行う母子の健康増進を目的とした取組が対象。地域住民対象、自治体職員・関係者対象の取組すべてを含む。</p>	<p><b>基盤課題 C「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊産婦に優しい環境づくり（マタニティマークの普及啓発、就労妊婦への支援、父親への支援など）</li> <li>■ 地域の子育て支援（ソーシャル・キャピタルの醸成）</li> <li>■ 育児不安の親のグループ活動支援</li> <li>■ 子どもの事故防止対策</li> <li>■ 母子保健関係者専門性向上のための取組</li> </ul> <p><b>重点課題①「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 育てにくさを感じる親への支援（育てにくさを感じる親への早期支援体制、発達障害に関する市民への普及啓発など）</li> <li>■ 慢性疾患や障害のある親への支援</li> <li>■ 子どもの心の問題への支援</li> </ul>

**重点課題②「妊娠期からの児童虐待防止対策」**

- 妊娠期からの児童虐待防止対策
- 特定妊婦等支援の必要な親に対するグループ活動支援の推進
- 関係機関、団体との連携（要保護児童対策地域協議会の整備など）
- 児童虐待防止のための医療機関との連携

※具体的な募集対象については、下記 URL の「指標及び具体的な取組方策等について」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000045660.pdf>

※企業や団体：企業法人、公益財（社）団・一般社（財）団法人、NPO 法人、学校法人、個人事業者、研究者などを想定。

**6 表彰の種類**

- (1) 厚生労働大臣賞 最優秀賞（1件）  
企業部門優秀賞（1件）  
団体部門優秀賞（1件）  
自治体部門優秀賞（1件）
  
- (2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長賞 企業部門優良賞（5件以内）  
団体部門優良賞（5件以内）  
自治体部門優良賞（5件以内）

★「健康寿命をのばそう！アワード」他分野のお知らせ

・生活習慣予防分野

（スマートライフ・プロジェクト事務局 03-3524-0786）

生活習慣病予防に取り組む社会の形成に向け、生活習慣病予防の啓発活動及び健康寿命を延ばすことを目的とする優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰。

・介護予防・高齢者生活支援分野

（厚生労働省老健局振興課・老人保健課 03-5253-1111 内線 3982, 3946）

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた優れた取組を行っており、かつ、それが個人の主体的な取組の喚起に資するような取組を行っている企業、団体、自治体を表彰。

## 7 応募先及び応募方法

下記厚生労働省ホームページより応募申込書をダウンロードの上、郵送（当日消印有効）、ファクシミリまたはメール送信で応募。

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000090145.html>

【応募先】厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課（アワード担当）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話 (03) 5253-1111 内線 7934

FAX (03) 3595-2680

E-mail：[sukoyaka21@mhlw.go.jp](mailto:sukoyaka21@mhlw.go.jp)

## 8 選考及び決定の方法

(1) 応募書類をもとに、選考委員会において各賞の選考を行います。

(2) 主たる評価項目

- 「健やか親子21（第2次）」の方向性と合致している
- 母子への健康増進啓発効果がある
- 先進性と社会に対する提案性がある
- 地域のさまざまな主体との連携がある
- 活動の規模がわかる数値やエビデンス情報がある
- 他の企業や団体・自治体・個人への波及効果がある
- 専門家や市場等の評価が確立している
- 健康に留まらず、社会・経済・文化教育等周辺領域にも良い影響が期待される

## 9 その他

(1) 応募に関する重要事項

- 複数応募することが可能です。件数に制限はありません。
- 応募内容に複数の事業者・団体が係る場合は、連名で応募することが可能です。
- 必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- 応募担当者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス（ある場合）など、必要事項を必ずご記入ください。記入漏れの場合は審査対象外となりますので、予めご了承ください。
- 応募申込書には応募にあたっての同意事項について、同意欄を設けています。ご確認の上、ご記入ください。
- 平成27年8月31日（月）までに、郵送（当日消印有効）、ファクシミリまたはメール

送信で応募してください。

- 応募書類は返却しません。
- 応募書類の使用言語は、原則日本語のみとさせていただきます。

## (2) 応募に関わる権利の保全、他

### ①企業・個人情報の使用

- 応募者から提出された情報については、アワードの実施及び「健やか親子21（第2次）」の展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することにご同意ください。

### ②応募対象情報の使用

- 応募申込書などの応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- 応募内容に関わる情報は、アワードの実施及び「健やか親子21（第2次）」の展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することにご同意ください。なお、その編集については、主催者による監修・確認に一任することをご了承ください。

### ③応募者の責任に帰する事項

- 応募対象者についての意匠権、商標権、著作権及び品質、性能、安全性や、販売、活動等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、主催者は一切責任を負いません。

### ④応募者の応募取り消し

- 応募者側に、応募から表彰式までの期間で、応募内容についての審査の継続が困難な事由が生じた場合は、応募の取り消しが可能です。
- 応募者が応募の取り消しを希望する場合は、直ちに事務局に連絡後、その旨を申請する書面にて提出してください。

### ⑤主催者の表彰取り消し

- 主催者は、表彰の内定から表彰式までの間、もしくは表彰後、表彰対象の応募内容に下記のような事実が判明した場合は、選考委員会の承諾を経て、表彰を取り消すことができます。

- ※ 応募内容に関わる虚偽、不正が発覚した場合
- ※ 応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合
- ※ その他、選考委員会が必要と認めた場合

## (3) 応募に関わる費用・経費、他

- 応募申込、アワード参加に係る費用は無料です。

- 表彰式に出席される場合の出張交通費等は、原則自己負担となります。
- 審査や表彰式を実施するにあたり、資料や商品等の提供をお願いすることがあります。

#### (4) 審査に関する重要事項

- 選考委員会の運営等の本アワードに関する業務は、7月以降、民間業者へ委託します。応募者への連絡は、民間業者から行う場合もありますので、ご了承ください。
- 受賞が内定した応募者には、応募内容について再確認する可能性がありますのでご協力をお願いします。
- 入賞した応募事例は、「健やか親子21（第2次）」ホームページにて紹介する予定です。紹介を希望されない場合は、受賞のご連絡を差し上げた時点でその旨を事務局にお知らせください。  
※紹介を希望されないことが審査に影響することはありません。
- 審査内容の詳細に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできませんので、ご注意ください。
- 応募頂いた部門は事務局で変更させて頂く事がございます。